

後期高齢者医療制度の円滑な移行のため国の財政負担引き上げを 求める意見書

平成 20 年 4 月から世界でも初めての 75 歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療保険制度が開始されます。この制度を運営する宮城県後期高齢者医療広域連合と構成団体である市町村は、新たな医療制度への円滑な移行ができるように準備を進めています。

しかしながら、政省令提示の大幅なおくれなどで作業が遅滞し保険料の詳細などを当事者である高齢者に対してでさえ広報できず遺憾な状況と指摘せざるを得ません。

いま、高齢者には、住民税や介護保険料、医療費など負担が連続してかかっています。市町村も交付税削減などの影響で財政状況は厳しいものがあります。さらに、新たな制度創設の負担を求める上は、できるだけ少ない負担で済むように適切な国の財政負担が求められています。

しかるに、新医療制度移行のためのシステム構築に伴う市町村の新たな財政負担が生まれています。75 歳以上の健康診断事業も国は重要であると指導しつつ、国庫負担割合を明確にしておらず、都道府県と市町村の負担に転嫁させられる可能性が生じています。同様に、葬祭費や移送費にも国の補助はなく、保険料で賄わざるを得ません。さらに、「現役並み所得者」の医療給付費が国の補助対象から外されたことも、保険料に反映しています。

保険料等高齢者の負担や自治体負担を軽減し事業の円滑な移行を進めるためには、国庫負担の引き上げや相当額の国庫補助金の交付が必要です。

よって、国に対し下記事項の実現を求めます。

記

- 1 「現役並み所得者」についても、他の対象者と同様に国庫負担の対象とすること。
- 2 後期高齢者に対する保健事業は重要であり、自治体国保の特定健診と同様の財政支援を行うことを明確にすること。
- 3 国は定率交付分 12 分の 4 を全額交付し、調整交付金は別枠で確保すること。
- 4 葬祭費、移送費、傷病費について交付金を新設すること。

- 5 電算システムの維持管理費等の事務経費及び広域連合の人件費に関わる財政支援策を講じること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 19 年 12 月 13 日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿